

4 - 5 健康

(1) 地域保健・地域医療

1. 衛生教育活動

衛生教育活動とは、公衆衛生活動の教育的な側面を総称しており、各事業そのものにも衛生教育的な要素が含まれています。それらを補完するために行っている条件整備、研修などの衛生教育活動には次のようなものがあります。

(1) 衛生教育媒体

各事業ごとのチラシ、リーフレット、冊子の他に保健センターPR誌「保健センターのご案内」を発行しています。

(2) 公衆衛生に関する研修

職員に対して、次のような公衆衛生に関する研修を行い、資質の向上を図っています。

① 名古屋市公衆衛生研究発表会の開催

日常業務を通じての調査研究の結果や実績などを発表し、幅広い情報の交換、相互の技術、技能などの研さんを図っています。(昭和29年度より毎年1回開催)

② 国立保健医療科学院等への派遣

公衆衛生に従事している職員を短期研修に派遣し、最新の知識、技術、技能を習得させ、資質の向上を図っています。

2. 医師・看護職員確保対策事業

(1) 医師確保対策

地域医療へ積極的に貢献する医師を確保するため、診療科全般にわたって高い診療能力を有する総合医の養成を目的として、名古屋大学及び名古屋市立大学に設置された寄附講座に対して寄附を行っています。

(2) 看護師等確保対策

看護の高度化・専門化へ対応するため、看護職の質の向上を図るとともに、職場復帰を目指す潜在看護職の復職支援や新人看護職の離職防止を図り看護職の確保に資するよう、看護職員向けの研修事業を行っています。

① 看護職員のキャリアサポート（市主催研修）

ア 看護管理者研修会

変化する社会に対応できる看護管理について必要な知識・技術・態度を習得する。

イ 中堅看護職員研修会

看護実践者モデルとして役割を認識し、リーダーシップ能力を育成する。

ウ 臨地実習指導者講習会

看護基礎教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう、必要な知識及び技術を修得する。

② 看護職員離職防止・再就業支援（県市共催研修）

ア 新人看護職員合同研修

新人看護職員卒後研修が自施設で開催されていない病院等の新人看護職員の質の向上及び早期離職防止を図る。

イ ナース復職・スキルアップ研修会

復職を希望する看護職員の就業意欲と看護実践力を高め、職場復帰を図る。

3. 地域医療対策事業

(1) 地域医療の確保

多様な医療需要に対応し、健康増進から疾病予防、治療、リハビリ、在宅ケアに至る一貫した保健医療サービスの提供体制の確立を目指し、愛知県地域保健医療計画が策定されています。その中で、日常生活圏等の社会的条件を考慮して二次医療圏が定められています。

二次医療圏についても、愛知県地域保健医療計画の中に医療圏ごとの医療提供体制が記載され、地域の概況、保健・医療施設の状況、主たる疾病への対策、救急医療対策、災害医療対策、新興感染症発生・まん延時における医療対策、周産期医療対策、小児医療対策、在宅医療対策などが盛り込まれています。

(2) 臓器移植

(公社) 日本臓器移植ネットワークが実施している臓器移植を推進するため、臓器提供意思表示カードを区役所、保健センター等を通じて配布することにより普及に努める他、腎不全対策事業を行う(公財)愛知腎臓財団や(公財)愛知県アイバンク協会が設置しているアイバンクを通じて、腎臓・角膜移植の推進を図る等、市民の移植医療に対する理解を深めています。

(3) AED(自動体外式除細動器)貸与事業

市民の安全・安心の確保を図るため、市民が主催・参加する地域行事(スポーツ大会、イベント等)に、保健医療課及び各保健センターが所有するAEDを貸し出しています。

4. 救急医療対策事業

休日・夜間等の一般診療時間外における医療を確保するために、本市では、救急医療(時間外等)対策に関する懇談会を開催するとともに、救急医療(時間外等)対策要綱を策定し、医師会等関係機関の協力を得て、救急医療体制の整備確立に努めています。

(1) 救急医療体制

内科・小児科を中心に休日等における診療体制を確立し、関係諸団体との協議を通じて、より一層の体制強化を図っています。

① 第一次体制

ア 休日急病診療所：市内14か所

イ 名古屋市医師会急病センター：東区の市医師会館内

ウ 平日夜間急病センター：中川区、南区、千種区の休日急病診療所内

エ 歯科保健医療センター：北区、南区

② 小児救急ネットワーク758

土曜午後夜間、休日、平日夜間に小児科の診療を確保しています。

毎日準夜帯(土休日昼間帯含む)：4病院、毎日深夜帯：1病院

③ 第二次体制

病院群輪番制：土曜午後夜間に内科・外科・産婦人科・眼科の診療を、休日に内科・外科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科の診療を、平日夜間に内科・外科・産婦人科の診療を確保しています。

④ 第三次体制

救命救急センター：市内7か所

(2) 愛知県広域災害・救急医療情報システム

このシステムは、救急医療体制の円滑な連携を果たし、併せて医療の機能分担と医療資源を有効に活用することを目的として稼働しています。愛知県、市町村及び医療機関の三者が共同で設置運営しているもので、市民等からの問合せに対して医療機関の案内を行っています。また、平成10年度から「広域災害システム」を付加し、「愛知県広域災害・救急医療情報システム」として、運営しています。

5. なごや医療モデル

名古屋市立大学の機能を最大限活用しながら、民間医療機関をはじめとする関係機関とともに、市民が求める安全・安心な医療・介護を提供する「なごや医療モデル」の一環として、令和8年4月から旧中央看護専門学校の施設を同大学医学部保健医療学科看護学専攻の施設として全面供用するとともに、厚生院施設の一部を同学科リハビリテーション学専攻の施設として供用を開始しています。

6. 医療安全業務

市民に対する適正な医療が確保されることを目的に、病院・診療所・施術所・衛生検査所等について、立入検査・指導等を行っています。

(1) 定例立入検査

各施設が関係法令により規定された人員及び構造設備を有しているか、また、適正な管理を行っているかなどについて定例立入検査を実施しています。その結果、基準に適合しない事実を確認したときは、管理者に通知するとともに改善計画の提出を求めています。

(2) 随時立入検査

開設届及び建物構造等に関する変更届を受理した場合、又は広告違反等の違法行為があった場合、苦情等の通報があった場合などに随時立入検査を実施しています。

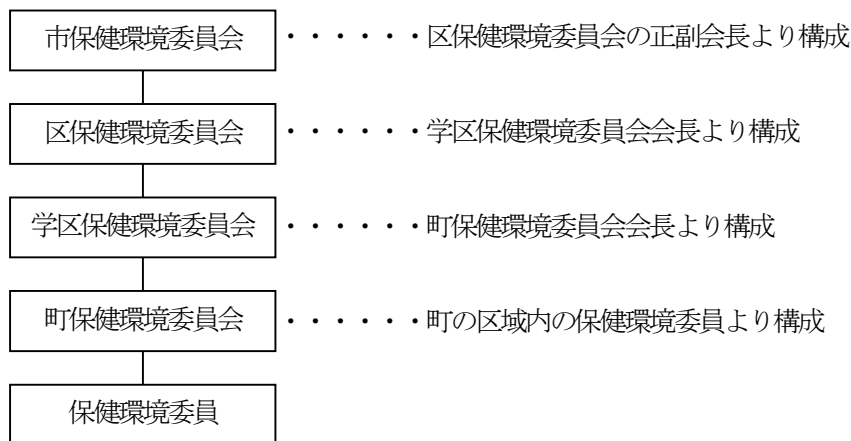
(3) 医療安全相談窓口

医療に関するさまざまな相談や苦情について中立的な立場でお話を伺い、相談者自らが問題を解決するための助言や適切な相談窓口の紹介等を行います。

7. 保健環境委員活動

地区において、公衆衛生活動を推進し、公衆衛生思想の普及を図るためには、市民の理解及び参加が不可欠です。そのため本市では、協力機関として昭和22年6月より区長の推薦により市長が委嘱する保健委員を置いていましたが、その活動範囲が環境分野にも大きく広がったことなどから、平成27年4月より保健環境委員に名称を変更しました。保健環境委員は、地区衛生活動の中心となり公衆衛生を増進するため、フレイル予防の推進などの保健所業務、資源・ごみ収集などの環境事業所業務、その他の公衆衛生事業への援助及び協力、公衆衛生思想の普及徹底等を職務としています。

<保健環境委員の組織>



8. 保健所の運営整備等

(1) 保健所の概要

保健所は、地域保健法（昭和22年法律第101号）に基づき、公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県、地域保健法施行令で定める市及び東京都特別区が設置しているもので、地域保健に関する思想の普及、感染症その他の疾病の予防、食品及び環境衛生の改善等地域住民ニーズ、地域の実態に応じた公衆衛生施策を実施する行政機関です。

本市では、本庁に保健所を、行政区単位に16保健所支所（名称は保健センター）を設置しているほか、区役所支所管内の保健衛生対策として6分室を設けています。

本市の保健所は、地域保健法に定める事業を推進するとともに、指定都市（長）の行うべき感染症予防、食品衛生、興行場・旅館・公衆浴場の営業指導に関する事務等及び市町村（長）の行うべき成人保健、母子保健等の保健衛生事業も行っており、都道府県の保健所に比べて、より市民に密着した存在となっています。

また、保健所には、市長の附属機関として名古屋市保健所運営協議会が設置され、保健所所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議しています。

(2) 保健所の運営・整備

地域保健対策推進の基盤整備として、経常の庁舎修繕、備品整備を行っています。

9. 難病施策

原因が不明で治療方法が未確立であり、かつ長期の療養が必要となるため、経済的、精神的にも患者及び家族に負担の大きい疾病など、いわゆる難病の患者に対し、区役所福祉課又は支所区民福祉課において、医療給付事業や日常生活及び社会生活を支援するため、障害福祉サービス等を実施しています。

また、臨床研究や患者団体への助成を行い施策の推進を図るとともに、患者や家族の安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図ることを目的に保健センターにおいて訪問・相談支援事業や医療生活相談事業などを行っています。

(1) 難病法に基づく特定医療費助成制度

厚生労働大臣が定める指定難病（348 疾病）について、指定医療機関で受診した際の医療費の公費負担を行っています。

(2) 愛知県特定疾患医療給付事業

愛知県が行う当該事業について、その申請手続き等を区役所福祉課又は支所区民福祉課で実施しています。

(3) 名古屋市特定疾患医療給付事業

本市の独自事業として、突発性難聴について、委託医療機関で治療している方を対象に医療費の公費負担を行っています。

(4) 障害福祉サービス等

難病患者等の日常生活及び社会生活の支援として、障害者総合支援法に基づくホームヘルプなどの障害福祉サービスや補装具、日常生活用具の給付等を実施しています。

(5) 交通料金の軽減

特定医療費受給者証（指定難病）所持者のうち、日常生活が著しい制限を受けると医師に証明され福祉医療費助成制度（障害者医療・福祉給付金）の受給をされている方に、市営交通機関等が無料で乗車できる福祉特別乗車券を交付しています。

(6) 難病患者医療生活相談事業

保健センターにおいて、医師・保健師・理学療法士等により、疾患や病態、家族介護等の相談援助並びに指導を行い、患者等の日常生活上及び療養上の悩み等の軽減を図るとともに、地域における療養を支援しています。

(7) 難病訪問・相談支援事業

患者・家族に対して、保健センター保健師等が訪問などにより病状や家庭環境に応じた個別の相談・支援を行い、地域における療養を支援しています。

(8) 難病関係団体運営費補助金交付

患者団体や特定疾患研究協議会などの難病関係団体に対し、難病相談や治療研究事業にかかる運営経費の一部を補助しています。

(9) 難病講習会（愛知県・愛知県医師会と共催）

関係職員に対し、専門医の講演や保健師等の事例発表の講習会を開催しています。

(10) 障害者自立支援配食サービス

難病患者のみの世帯等に対し、配食サービスを実施し、安否の確認もあわせて行っています。

(11) その他の援護

市営住宅への入居あっせん（障害種別欄に難病の記載のある障害福祉サービス受給者証若しくは地域相談支援受給者証若しくは特定医療費受給者証所持者又は指定難病登録者証）、東山動植物園等の無料入場を行っています。

10. がん相談事業等

(1) 相談・支援事業

がん患者やその家族が直面するさまざまな疑問や不安に関する相談、図書・インターネット等による情報提供、患者の交流支援等を行う、がん相談・情報サロン「ピアネット」を運営しています。

(2) 若年がん患者の在宅ターミナルケア支援事業

40 歳未満のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅サービスにかかる利用料等を助成するなど、在宅におけるターミナルケアの支援を行っています。

(3) がん患者のアピアランスケア支援事業

がん患者の身体的・精神的な負担や社会生活上の不安を和らげるため、がん相談・情報サロン「ピアネット」においてアピアランスケアにかかる相談に対応しています。また、がん治療に伴う脱毛等の症状によりウィッグが必要となった方、乳房の変形のため乳房補整具が必要となった方又は顔面（眼、耳等）や手指等の欠損による外見変化のため装具が必要となった方に対し、購入費用の助成を行っています。

(4) がん患者の妊よう性温存治療費助成

将来、子どもを産み育てることを望む小児、思春期・若年のがん患者が、希望をもってがん治療に取り組んでいくことができるよう、がん治療により生殖機能が低下する又は失う恐れがある方に対する妊よう性温存治療にかかる費用の助成等を実施しています。

11. 公衆衛生看護活動

保健師が地域住民の健康づくりと健康寿命の延伸を目標に、住民自らが健康問題の解決に取り組めるように支援しています。

(1) 公衆衛生看護

① 家庭訪問

対象者とその家族が生活を営んでいる地域に出向き、それぞれの家庭環境等に適した方法で保健指導を行います。

〈家庭訪問の対象者〉

感染症・結核患者、精神障害者（児）、生活習慣病・介護予防が必要な方、難病患者、妊産婦・乳幼児、その他訪問指導が必要な方及びその家族

② 健康相談

電話等で心身の健康等に関する個別の相談に応じ、必要な支援をしています。

③ 健康教育

地域住民が健康的な生活が送れるよう講話や実技等を通して、自ら生涯を通じた健康づくりに取り組むための知識の普及をしています。

④ 地区組織活動

地域住民が健康づくりに自主的に取り組めるよう、地区組織の育成・支援をしています。また、関係機関等との連携を図り、地域で健康な生活を送ることができるための体制づくりをしています。

(2) 公衆衛生看護指導業務

① 公衆衛生看護業務に必要な知識や技術を習得させるため、保健師の人材育成を実施しています。

② 保健師・助産師・看護師の業務の連携及び、教育に努めています。

③ 保健師・助産師等の養成に伴う看護学生等の保健センター実習の充実に努めています。

④ 各種関係団体との連携を図っています。

12. ホームレス健康支援事業

本市ホームレスの自立の支援に関する実施計画に基づき、自立支援健康相談員により健康に不安を抱えるホームレスに対し、健康相談等の保健サービスを実施しています。

13. 衛生研究所

衛生研究所は、地域保健法第26条の規定に基づき、地域の科学的技術的中核機関として各種業務を行っています。

① 疾病予防・食品衛生・環境衛生等の「調査研究」

② 公衆衛生に関する「試験検査」

③ 地域保健に関する情報の「収集・整理・活用」

④ 保健所職員等への「研修指導等」

主な業務としては、食中毒原因細菌・ウイルス・感染症病原体の検査、ウイルス性疾患のウイルス検査、GLP対

応の食品の安全チェック検査、生活環境の調査等です。

また、全国規模のコンピューターオンラインシステムによる感染症発生動向に関する情報の収集・解析を行う「感染症情報センター」を運営しています。

14. 名古屋陽子線治療センターの運営支援

名古屋陽子線治療センターは、名古屋市立大学が西部医療センターの一部門として一体的な運営を行っており、健康福祉局が運営支援を実施しています。

同センターでは、都市型施設の立地を活かした通院治療が可能な「陽子線治療」を提供しています。

(2) 感染症予防

1. 感染症予防対策

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成11年4月1日施行、以下「感染症法」という。）」及び感染症法第10条第14項に基づき策定した名古屋市感染症予防計画に沿い、感染症の発生及びまん延を防止するため必要な対策を実施します。

また、感染症発生動向調査等によって得られた情報については、市民へ積極的に情報提供し感染症のまん延防止に努めています。

(1) 消化器系感染症病原体検索事業

消化器系感染症のまん延を防止するため、患者発生時における関係者等を対象に細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症等の病原体保有検索を目的とした検便検査を実施します。

(2) 感染症発生動向調査事業

感染症法に基づき厚生労働省が定める感染症について発生状況を把握し、感染症の情報収集・解析・還元を実施します。

また、衛生研究所で、選定した医療機関等から提出された検体から病原体の検査を行います。

(3) ウイルス性肝炎対策

① 知識の普及等

保健センターにおいて、市民からの相談に対応するとともに、正しい知識の普及を図ります。

② C型・B型肝炎ウイルス検査の実施

市内の協力医療機関において、名古屋市に住民登録があり過去にC型・B型肝炎ウイルス検査を受けたことがない方を対象に、無料でC型・B型肝炎ウイルス検査を実施します。

③ B型・C型肝炎患者、肝がん・重度肝硬変患者医療給付事業の推進

愛知県が行う当該助成事業について、保健センターを申請窓口として県への進達業務等を行っています。

(4) 発生時対策

感染症患者発生時には、感染症のまん延防止を図るため疫学調査を行います。調査にあたっては、その必要性を患者・関係者等へ十分説明した上で実施します。

また、必要な場合には、健康診断・消毒の実施、患者の指定医療機関への入院等、二次感染の防止を図ります。

(5) 災害発生時対策

浸水被害発生時には、被災家屋への消毒薬の配布、感染症対策・調査センターによる公共的場所の消毒等を実施し、感染症のまん延防止を図ります。

(6) 感染症予防協議会

感染症の発生予防及びまん延防止並びに医療の提供のための施策に関することを調査審議します。

(7) 感染症診査協議会

感染症患者の就業制限、入院勧告、結核医療費公費負担等に関することを審議します。

2. 新型インフルエンザ等対策（新興・再興感染症対策）

新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を持っていないため急速に感染が拡大し、市民の健康・生命や社会・経済活動に多大な影響を与えるおそれがあります。新型コロナウイルス感染症対応の教訓を活かしながら「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第8条第1項に基づき、新型インフルエンザ等対策の基本的な方針等を定めた「名古屋市新型インフルエンザ等対策行動計画」に沿い、今後、発生が懸念される病原性の高い新型インフルエンザに備え、必要な対策を実施します。

(1) 相談体制の充実

新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、相談窓口を設置し、感染した場合の対応や医療機関の受診方法等をご案内します。

(2) 検査の実施体制の確保

新興感染症のまん延時に備え、検査体制を速やかに整備できるよう、医療機関や民間の検査機関等との協力関係を構築し、平時から計画的に準備を行っています。また、平時から検体の搬送方法等を確立しておくとともに、新興感染症の発生時には、衛生研究所や医療機関、民間の検査機関等との連携の下に検査の実施体制の確保を図ります。

(3) 保健医療体制の確保

本市の医療体制について、平時から医療機関や医療関係団体、消防局等との緊密な連携を図るとともに、感染症対策物資の備蓄・更新をしています。また、新興感染症の発生時には、その緊密な連携の下に感染が疑われる方専用の外来設置や入院体制の整備など、愛知県と連携して市民が適切な医療を受けられる体制の確保に努めます。

(4) 市民への広報等

新型インフルエンザ等の基礎知識や感染予防策、医療機関の受診方法等の情報についてお知らせし、正しい知識の普及を図ります。

(5) 人材育成等

新興・再興感染症の対応力強化に向けて、医師や看護師の人材育成を支援する他、健康危機管理の拠点機能の強化を目的として、平時から保健所・保健センター職員に対する訓練・研修や有事に向けた体制整備等を実施します。

3. HIV/エイズ対策・性感染症予防対策

世界的な規模で患者・感染者が発生しているHIV/エイズ（後天性免疫不全症候群：AIDS）及び近年急増している梅毒を含む性感染症のまん延を防止するための事業を実施します。

(1) 知識の普及

HIV/エイズに関する相談に対応するとともに、公式ウェブサイト「なごや・HIV性感染症ガイド」の運営、市民向けのリーフレット（外国語版を含む）、中学生向けリーフレット等の作成・配布等、正しい知識の普及を進めています。さらに、12月1日の世界エイズデーを中心に、レッドリボンライブ等啓発を目的とした事業を実施しています。また、適宜機会をとらえて性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。

(2) 検査の実施

HIVや性感染症への感染に対する不安の解消、感染の早期発見及び二次感染の防止を目的として、保健センター等においてHIV・梅毒等の検査を無料で実施しています。

(3) その他の事業

患者・感染者の医療体制確保のため、医療従事者の研修をすすめるとともに、エイズ予防対策の推進のため民間を含めた関係機関との会議を開催しています。

4. 結核対策

結核の早期発見や治療の完遂及び結核まん延防止のため、「名古屋市結核対策基本指針」に基づき必要な対策を実施します。

(1) 結核の定期的健康診断

① 一般住民健康診断

40歳以上の一般市民を対象に市医師会委託により胸部X線検査を実施し、結核の早期発見を図っています。

② ハイリスク層の結核健診

公園・路上等起居者や無料低額宿泊所、日本語教育機関にてX線検診車による健診と、日本語教育機関に対してはワークショップによる健康教育を実施しています。

③ 事業所・施設等の健診報告

医療機関や対象の高齢者施設等より健診報告書の受領を行っています。

(2) 患者管理

① 患者登録・保健指導

結核患者を把握し、適切な対策・指導を行うために患者登録を行っています。

また、家庭訪問等を実施し、治療の完遂のための相談や保健指導等を行っています。

② 管理検診

治療終了者に対して、再発の有無を確認する検診を行っています。結核の予防又は医療上必要があると認めるときは胸部X線検査等の精密検査を行っています。

③ 定期病状調査事業

患者登録者の中で病状把握の困難な方について、医療機関から病状等を把握することにより、結核対策の迅速化・円滑化を図ります。

④ 結核登録者情報システムの活用

結核登録者情報システムを活用して、患者管理を行うとともに結核対策策定の基礎資料としています。

⑤ 接触者健康診断

結核患者の接触者で結核にかかっている疑いのある方に対し血液検査、胸部X線検査等を実施し、感染・発病者の早期発見を図っています。

(3) 結核健康診断費補助金

一定の条件を満たした学校や施設、日本語教育機関に対して補助金を交付しています。

(4) 結核対策特別促進事業

効果的な結核対策の充実のために、服薬支援（DOTS）、外国出生者やホームレス等ハイリスク層を対象にした結核健康診断、従事者研修を実施しています。

(5) 結核病床運営費補助金

市民の安全・安心な結核医療体制の確保を目的として、市内の結核病床を有する第二種感染症指定医療機関に対して補助金を交付しています。

5. 定期予防接種事業

(1) 目的

感染のおそれがある疾病について、その発生及びまん延の予防を目的として予防接種法に基づき実施しています。

(2) 事業内容

- ① 実施機関：市内指定医療機関
- ② 対象者等

予 防 接 種 の 種 類		対 象 者	標準的な接種年齢・回数等 (名古屋市)
ロタウイルス	ロタリックス	出生6週0日後から 24 週0日後までの間にある方	4週間隔で2回 1回目の接種は出生14週6日後までに実施
	ロタテック	出生6週0日後から 32 週0日後までの間にある方	4週間隔で3回 1回目の接種は出生14週6日後までに実施
B 型 肝 炎		生後12か月未満の方	生後2か月～9か月未満 4週間隔で2回、1回目から20～24週の間隔をおいて1回
小児肺炎球菌	初回	生後2か月以上5歳未満の方 (接種間隔・回数は開始時期により異なる)	生後2か月～7か月未満で開始
	追加		初回接種完了後60日以上の間隔をおいて、 生後12か月以降に1回
ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白髄炎(ポリオ) インフルエンザ菌b型 (ヒブ)	第1期 初回	生後2か月以上90か月未満の方	生後2か月～7か月未満で開始 3～8週間隔で3回
	第1期 追加		第1期初回接種(3回)を実施後 6か月～18か月の間隔をおいて1回
インフルエンザ菌b型 (ヒブ)	初回	生後2か月以上5歳未満の方 (接種間隔・回数は開始時期により異なる)	生後2か月～7か月未満で開始して1歳の誕生日前までに完了する
	追加		初回接種完了後7か月以上の間隔をおいて 1回

予 防 接 種 の 種 類		対 象 者	標準的な接種年齢・回数等 (名古屋市)
ジフテリア 破 傷 風	第2期	11歳以上13歳未満の方	11歳で1回
BCG (結核)		生後12か月未満の方	生後5か月～8か月未満で1回
麻しん 風しん	第1期	生後12か月以上24か月未満の方	生後12か月以降できるだけ早期に1回
	第2期	小学校就学前年度1年間にある方	小学校就学前年度1年間で1回
	第5期	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で、令和7年3月末までにを行った抗体検査の結果、免疫が不十分だった方	抗体価が低い方に1回 (令和8年度末で事業終了予定)
水痘		生後12か月以上36か月未満の方	生後12か月～15か月(1回目接種) 6か月～12か月間隔で2回
日本脳炎	第1期 初回	第1期：生後6か月以上90か月未満の方 第2期：9歳以上13歳未満の方 ※平成18.4.2～平成19.4.1生まれの方は20歳未満まで接種可能(令和8年度末で事業終了)	3歳 6～28日間隔で2回
	第1期 追加		4歳 第1期初回接種(2回)を実施後概ね1年で1回
	第2期		9歳で1回
子宮頸がん		小学校6年生～高校1年生相当の年齢の女子	中学校1年生で2回または3回 ※接種開始年齢により実施回数が異なる。
RSウイルス感染症		妊娠28週0日～36週6日の妊婦	妊娠中の決められた週数の間に1回
インフルエンザ	高用量	満75歳以上の方 ※標準量または高用量のいずれかを選択	毎年決められた期間に1回
	標準量	満65歳以上75歳未満の方 満60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する方(身体障害者手帳1級相当)	
高齢者肺炎球菌		満65歳の方 満60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する方(身体障害者手帳1級相当)	生涯で1回(再接種は対象外)
新型コロナウイルス感染症		満65歳以上の方 満60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する方(身体障害者手帳1級相当)	毎年決められた期間に1回
帯状疱疹	ビケン	満65歳の方(ただし、経過措置として、令和7年度から5年間は、65、70、75、80、85、90、95、100歳となる年度に属する方とする。) 満60歳以上65歳未満の方であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する方(身体障害者手帳1級相当) ※過去に任意予防接種を受けた方を除く。	助成は生涯で1度(ビケンは接種1回分、シングリックスは接種2回分)限り
	シングリックス		

(3) その他

① 予防接種後健康状況調査事業

予防接種副反応情報を収集・還元するため、国の予防接種後健康状況調査実施要領に規定される予防接種を対象に予防接種後健康状況調査事業を実施します。

② 予防接種健康被害見舞金制度

定期予防接種を受けたことによって、健康被害を受け、疾病及び障害の状態にあると国から認定を受けた方に見舞金を支給します（特例臨時接種の期間における新型コロナウイルスワクチンの接種も対象となります）。

6. 任意予防接種費用助成事業

(1) 目的

任意接種で行われている5種類の予防接種について、疾病の重篤性や感染力、ワクチンの有効性及び安全性、費用対効果の観点などを総合的に考慮したうえで、費用の助成を行うことによって、対象者の費用負担を軽減し、予防医療の推進を図ることを目的としています。

(2) 事業内容

① 自己負担金：麻しん、風しんは無料。おたふくかぜ、高齢者肺炎球菌及び带状疱疹は接種費用の半額程度。

ただし、次に掲げる方については、自己負担金の免除制度があります。

ア 生活保護世帯に属する方

イ 市民税非課税世帯に属する方

ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方

② 実施機関：市内指定医療機関

③ 対象者等

予防接種の種類		対象者	接種回数	自己負担金額	開始時期
おたふくかぜ		1歳～小学校就学前で当該疾病のり患歴、予防接種歴のない方	1回	3,000円	平成22年8月
麻しん		「妊娠を希望する女性」「妊娠を希望する女性とそのパートナー又は同居者」「妊婦のパートナー又は同居者」のいずれかに該当する方で、抗体検査の結果免疫が不十分であることが判明した方 ※同対象者に抗体検査も実施	1回	無料	令和7年10月
風しん					平成27年4月
高齢者肺炎球菌		満66歳以上の方	1回	5,600円	平成22年10月
带状疱疹	ビケン	満50歳以上の方 (定期予防接種の対象年齢を除く)	1回	4,200円	令和2年3月
	シングリックス		2回	10,800円/回	令和2年3月

(3) その他

① 任意予防接種健康被害見舞金制度

平成22年8月以降に、名古屋市が実施する任意予防接種の副反応により、ワクチンとの因果関係が否定できないと独立行政法人医薬品医療機器総合機構が決定した健康被害に対し、現在も治療中または障害の状態にある方の申請に基づき、見舞金を支給します。

② 医療行為により抗体が失われた小児へのワクチン再接種費用助成

骨髄移植手術などの医療行為により、接種済みの定期予防接種の抗体が失われた名古屋市に住民登録のある20歳未満の方を対象に、任意予防接種として受ける再接種費用を助成します。

7. その他予防接種に関する事業

(1) 健康被害救済申請支援金制度

令和3年2月17日以降に名古屋市が実施する予防接種の副反応により、予防接種健康被害救済制度または医薬品副作用被害救済制度の申請を行う方を対象に、経済的負担、心理的負担を軽減し、これらの申請を支援するため、文書料及び自己負担分の医療費の一部を助成します。

(2) なごや新型コロナウイルスワクチン長期的な副反応相談窓口

新型コロナウイルスワクチンの接種から2週間以上経過しても継続するような、長期的な副反応が疑われる方に対し、治療及び予防接種健康被害救済制度を案内します。

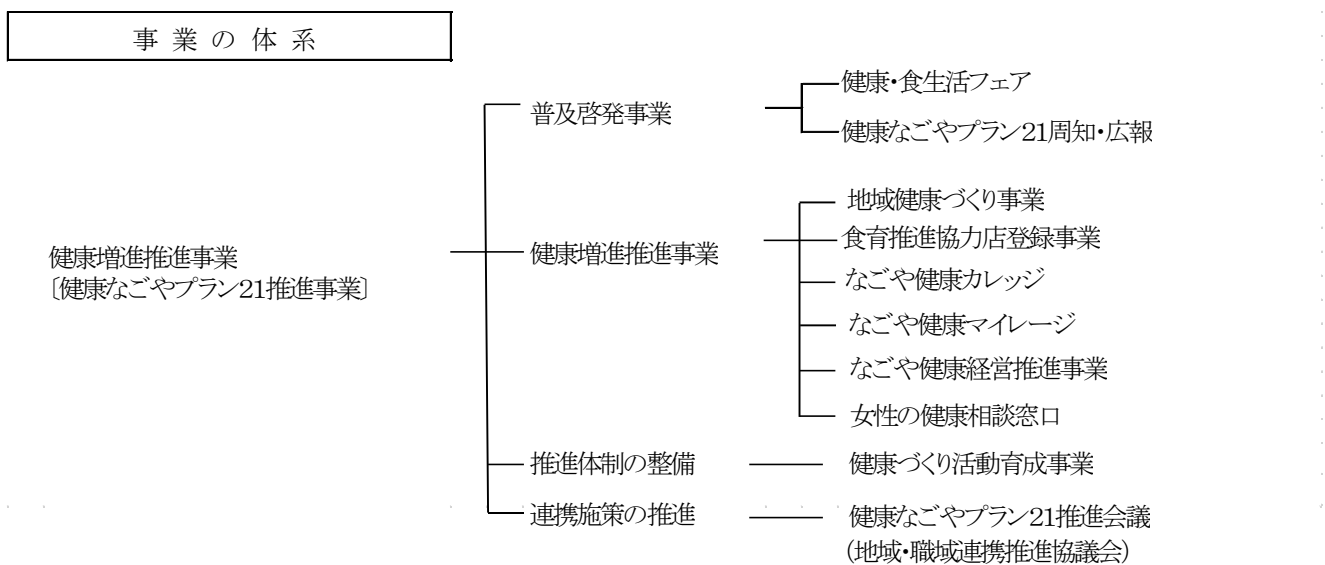
(3) 健康増進

本市では、平成19年11月24日に、人の健康と人を取り巻く都市環境の健康に総合的に取り組むことを目的とした「なごや健康都市宣言」を行いました。WHOの理念に基づいたこの宣言は、政令指定都市では、名古屋市が初めてです。「健康都市なごや」の実現を目指し、「なごやに住んで本当によかった」と思える魅力ある都市を築いていきます。

1. 健康増進推進事業

本市では、健康増進法に基づく市町村健康増進計画として健康なごやプラン21を策定し、本計画に基づき市民の健康づくりに関する施策を進めてきました。そして、令和5年度に第2次計画を改定して、令和6年度から令和17年度までの12年間を計画期間とする「健康なごやプラン21（第3次）」を策定しました。

すべての市民が健康で心豊かに生活できる持続可能な社会を目指し、生活習慣の改善による生活習慣病の予防、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図るとともに、健康寿命については、平均寿命と健康寿命の伸びを想定し、平均寿命の伸びを上回る健康寿命の伸びとなるように、健康寿命の延伸を目指しています。



(1) 普及啓発事業

ア 健康・食生活フェア

多くの市民に健康への関心を高めてもらう機会として実施しています。生活習慣病の予防や生活の質の向上につながるように、健康的な食生活や食習慣の実践を目指した内容の普及啓発を実施します。

イ 健康なごやプラン21の周知・広報

講演会、地域での健康教育、ホームページ等を通じて、「健康なごやプラン21（第3次）」を広く市民に周知して健康づくりを支援します。

(2) 健康増進推進事業

ア 地域健康づくり事業

市民自らの継続的な健康増進を支援すること及び生活習慣病予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、「健康なごやプラン21」の趣旨を取り込み、参加者同士の自主グループ育成等を図ります。

また、地域の健康づくり活動を幅広く推進するため、管内事業所等の支援も推進していきます。

イ 食育推進協力店登録事業

飲食店及び給食施設等における栄養成分表示を始め、食生活や健康に関する情報を提供する施設を登録し、栄養を中心とした健康情報を市民に適切に提供することにより、市民自らの健康管理を支援します。

また、市民の野菜摂取量増加を促すため、登録店舗で野菜たっぷりのメニューを提供しているお店を「なごベジ◎ダイニング」の名称で、食育ウェブサイト「なごや食育ひろば」で紹介しています。

ウ なごや健康カレッジ

健康づくりのきっかけとなるよう、大学と連携して科学的根拠を重視した、楽しく続けられる健康づくり講座を開催します。

エ なごや健康マイレージ

愛知県の「あいち健康マイレージ」と協働し、市民の自主的な健康づくりの取り組みに対してポイントの付与と優待カード「My Ca（まいか）」の交付・お楽しみ特典の抽選等により、健康づくりのきっかけの提供と継続を推進しています。

オ なごや健康経営推進事業

健康状態に大きな影響を与えると言われる「働く世代」への健康増進・維持を図るため、市内中小企業に対して健康経営に取り組む機運醸成を図るとともに、民間企業等と連携して個別支援の実施や支援メニューを提供します。

カ 女性の健康相談窓口

仕事や子育て等で忙しい女性が、自身の抱える健康課題に十分対処できていない現状に鑑み、女性のための健康相談事業を実施しています。幅広い世代の女性の多様な健康課題への対処方法について、保健・医療の専門職が助言を行う相談窓口の設置と、ポータルサイトでの市民に対する広報・啓発を一体的に実施しています。

(3) 推進体制の整備

健康づくり活動育成事業

地域ぐるみの健康増進活動を支援するために、「健康なごやプラン21」を周知するとともに地域の自主活動グループ育成、リーダー養成に努めていきます。

(4) 連携施策の推進

健康なごやプラン21推進会議（地域・職域連携推進協議会）

健康なごやプラン21（第3次）を推進するため、広く健康に関わる関係機関・団体と情報交換や健康づくりへの取り組みに関する意見交換を行い、連携の強化を図っています。

2. 食育の推進

名古屋市食育推進計画（第5次）（令和8年度～令和11年度）に基づき、市民の生涯健康で心豊かな生活の実現をめざし、関係機関、団体等と連携して食育を総合的に推進しています。

(1) 普及啓発

SNSを活用した普及啓発やより実践につながりやすい効果的な食育指導など、新たな手法も取り入れつつ、各種広報媒体や様々なイベント等の機会を利用して、食育に関する啓発を実施します。

(2) 多様な関係者との連携

健康な食生活が実践しやすい食環境づくりの普及を推進します。

また、食育活動をしている市民、団体、企業等に登録いただいている「なごや食育応援隊」との連携による食育の推進や、地域で食育に取り組む、団体、企業、大学等との協働による食育講習会を実施しています。

(3) 食育ウェブサイト「なごや食育ひろば」の運営

食育ウェブサイト「なごや食育ひろば」を運営し、イベントのお知らせや暮らしに役立つコラム等、食育に関する幅広い情報の提供に努めています。

(4) 名古屋市食育推進懇談会の開催

食育に関する施策についての評価等、食育の推進に関し、幅広く意見交換を行うため、外部の有識者等による食育推進懇談会を開催しています。

3. 成人保健対策

健康寿命の延伸と健康格差の縮小のため、総合的な成人保健対策を推進し、健康増進法の健康増進事業である健康手帳の交付、健康教育、健康相談、各種がん検診等の充実を図ります。

健康教育・健康相談

(1) ロコモティブシンドローム予防教室

ロコモティブシンドロームに関する正しい知識の普及・啓発を行い、食生活や運動などの生活習慣の改善を図り、その予防に努めることを目的として実施しています。

(2) 歯と歯ぐきの健康づくり事業

歯周疾患予防のための正しい知識を普及し、健康の保持増進を図ることを目的として実施しています。

(3) ブレスト・アウェアネス啓発事業

乳がんの正しい知識とブレスト・アウェアネス（乳房を意識する生活習慣）の普及啓発を通して、がん予防と女性の健康管理に関する自覚の高揚を図ることを目的として実施しています。

(4) 喫煙対策

市民に対して喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす影響について正しい知識を普及啓発するなど、市民の健康保持増進を推進していくとともに、健康増進法の徹底と「名古屋市子どもを受動喫煙から守る条例」に基づく施策を実施することにより、受動喫煙対策の強化を図ります。

(5) 健康相談

生活習慣病に関する個別の相談に応じることにより、健康不安の解消、健康管理に関する自覚の高揚等を図ることを目的として実施しています。

各種検診

(1) 生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者に対する健康診査及び保健指導

高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて医療保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に該当しない生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者（社会保険加入者を除く）に対して、健康診査を行うことにより、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群を抽出し、リスク要因の数に応じた保健指導を実施しています。

(2) ワンコインがん検診

がんの早期発見・早期治療を目的として、6種類のがん検診を1つにつきワンコイン（500円）で実施しています。

ア 胃がん検診（エックス線検査・内視鏡検査）

イ 大腸がん検診

ウ 肺がん・結核検診

エ 子宮がん検診

オ 乳がん検診

カ 前立腺がん検診

(3) ピロリ菌検査及び胃がんリスク検査

胃がん発生の予防を推進するため、20～30代を対象にピロリ菌検査を、40～50代を対象に胃がんリスク検査を実施しています。

(4) 腹部超音波スクリーニング検査

腹部の各種疾患の発見を目的として、令和7年2月から50歳以上の市民を対象に腹部超音波スクリーニング検査を実施しています。

(5) がん検診推進事業（無料クーポン券の交付）

特定の年齢の市民を対象として、6種類のがん検診（胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診及び前立腺がん検診）の無料クーポン券を交付し、受診促進を図っています。

(6) 歯周疾患検診

高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるようにするとともに、歯の喪失を予防することを目的として実施しています。

無料クーポン券を4月1日現在20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70、75、80歳の市民に送付しています。

(7) 骨粗しょう症検診

骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから早期に骨量減少者を発見し、予防・早期治療することを目的として実施しています。

無料クーポン券を4月1日現在40、45、50、55、60、65、70歳の女性市民に送付しています。

訪問指導

疾病（特に生活習慣病）の予防と、ねたきりなどの介護を要する状態となることの予防を通じ、健康寿命の延伸を図ることを目的として、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が家庭を訪問し、本人及び家族に対して必要な支援を行っています。

事業		対象	実施場所等	内容等
健康手帳の交付		がん検診受診者等	保健センター及び検診実施医療機関から交付	健診の記録その他の健康保持増進のために必要な事項を記載する手帳を交付
健康教育	プレスト・アウェアネス啓発事業	女性市民	小グループ単位で各地区で実施	乳がんの特徴とプレスト・アウェアネスの啓発、自己触診法等の指導
	歯と歯ぐきの健康づくり事業	市民	保健センター等で実施	口腔内一般診査、歯周組織の診査、冠・入れ歯等の診査、保健指導、健康教育、相談
	ロコモティブシンドローム予防教室	20歳以上の市民	保健センター等で実施	ロコモティブシンドローム予防に関する運動、栄養、生活の指導
喫煙対策		市民等	保健センター	禁煙実施に関する個別指導等
			保健センター、事業所、学校等	喫煙に関する健康への影響及び禁煙への普及啓発（禁煙教室）
			地下鉄駅等	キャンペーン等の実施
			オンライン（委託）	ICTを活用した禁煙希望者支援
		事業者	市内医療機関（助成金は個人へ交付）	禁煙外来治療費の助成
健康相談		40歳以上の市民及びその家族	保健センターで実施	方法：来所、電話等 内容：健康に関する相談
各種検診	健康診査（生活保護・中国残留邦人）	40歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付受給者のうち社会保険未加入者	市内の協力医療機関において実施	①問診②身体計測（腹囲測定を含む） ③理学的検査④血圧測定⑤尿検査（蛋白、糖）⑥血中脂質検査（LDL-コレステロール、中性脂肪、HDL-コレステロール）⑦肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）⑧その他検査（クレアチニン・尿酸、eGFR）⑨血糖検査（血糖、ヘモグロビンA1c）⑩心電図検査（12誘導心電図）⑪貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット）⑫眼底検査 ⑩⑪⑫の検査は該当者に実施 自己負担金：無料
	保健指導（生活保護・中国残留邦人）	健康診査（生活保護・中国残留邦人）により階層化された方	市内の協力医療機関及び保健センターにおいて実施	リスクに応じて積極的支援又は動機づけ支援の保健指導を実施 自己負担金：無料
	胃がん検診	エックス線検査 内視鏡検査	40歳以上の市民で、前年度胃内視鏡検査を受診されていない方 50歳以上の市民で、前年度胃内視鏡検査を受診されていない方	市内の協力医療機関等において実施 市内の協力医療機関において実施

事業		対象	実施場所等	内容等
各種 検診	大腸がん検	40歳以上の市民	市内の協力医療機関等において実施	①問診②免疫便潜血検査(2日法) 自己負担金:500円
	肺がん・結核検	40歳以上の市民	市内の協力医療機関等において実施	①問診②胸部エックス線検査 肺がん検診の自己負担金:500円
	子宮がん検	20歳以上の女性市民で、前年度検診を受診されていない方	市内の協力医療機関等において実施	頸がん検診 ①問診②視診③内診 ④細胞診検査 必要な方に体がん検診 (子宮内膜細胞診) 自己負担金:500円
	乳がん検	40歳以上の女性市民で、前年度検診を受診されていない方	市内の協力医療機関及び保健センター等において実施	①問診②乳房エックス線検査 (マンモグラフィ) 自己負担金:500円
	前立腺がん検	50歳以上の男性市民	市内の協力医療機関等において実施	①問診②PSA検査(血液検査) 自己負担金:500円
	ピロリ菌検査	年度末時点で20~39歳の市民	市内の協力医療機関において実施	①問診②抗ヘリコバクターピロリ抗体検査 自己負担金:無料
	胃がんリスク検査	年度末時点で40~59歳の市民	市内の協力医療機関において実施	①問診②抗ヘリコバクターピロリ抗体検査③ペプシノゲン検査 自己負担金:500円
	腹部超音波スクリーニング検査	50歳以上の市民	市内の協力医療機関において実施	①問診②腹部超音波スクリーニング検査 自己負担金:500円
	歯周疾患検診	4月1日現在20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70、75、80歳の市民	市内の協力歯科医療機関において実施	①口腔内一般診察②歯周組織診察 ③口腔機能検査(75・80歳)④保健指導 自己負担金:無料
	骨粗しょう症検	4月1日現在40、45、50、55、60、65、70歳の女性市民	市内の協力医療機関において実施	①問診②骨量検査 自己負担金:無料
	がん検診推進事業(無料クーポン券等の交付)	〔胃がん検診(エックス線検査)・大腸がん検診、肺がん検診〕 4月1日現在40、45、50、55、60歳の市民 〔胃がん検診(内視鏡検査)〕 4月1日現在50、55、60歳の市民 〔子宮頸がん検診〕 4月1日現在20、25、30、35、40歳の女性市民 〔乳がん検診〕 4月1日現在40、45、50、55、60歳の女性市民 〔前立腺がん検診〕 4月1日現在50、55、60歳の男性市民	上記の胃がん検診、大腸がん検診、肺がん・結核検診、子宮がん検診、乳がん検診及び前立腺がん検診の各実施場所	胃がん検診(エックス線検査及び内視鏡検査)、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診及び前立腺がん検診 自己負担金:無料
	訪問指導	40歳以上64歳以下の生活習慣病、ねたきり者、健康に不安のある方等で保健指導が必要な方及びその家族	保健師等により実施	訪問による生活習慣病予防等に関する相談・指導など 自己負担金:無料
在宅ねたきり者訪問歯科診査	40歳以上の在宅ねたきりの方	市内の協力歯科医療機関において実施	①口腔内一般診察②補綴状況の診査、 ③保健指導 自己負担金:無料	

注:がん検診は、次に該当する場合、自己負担金が無料となります。

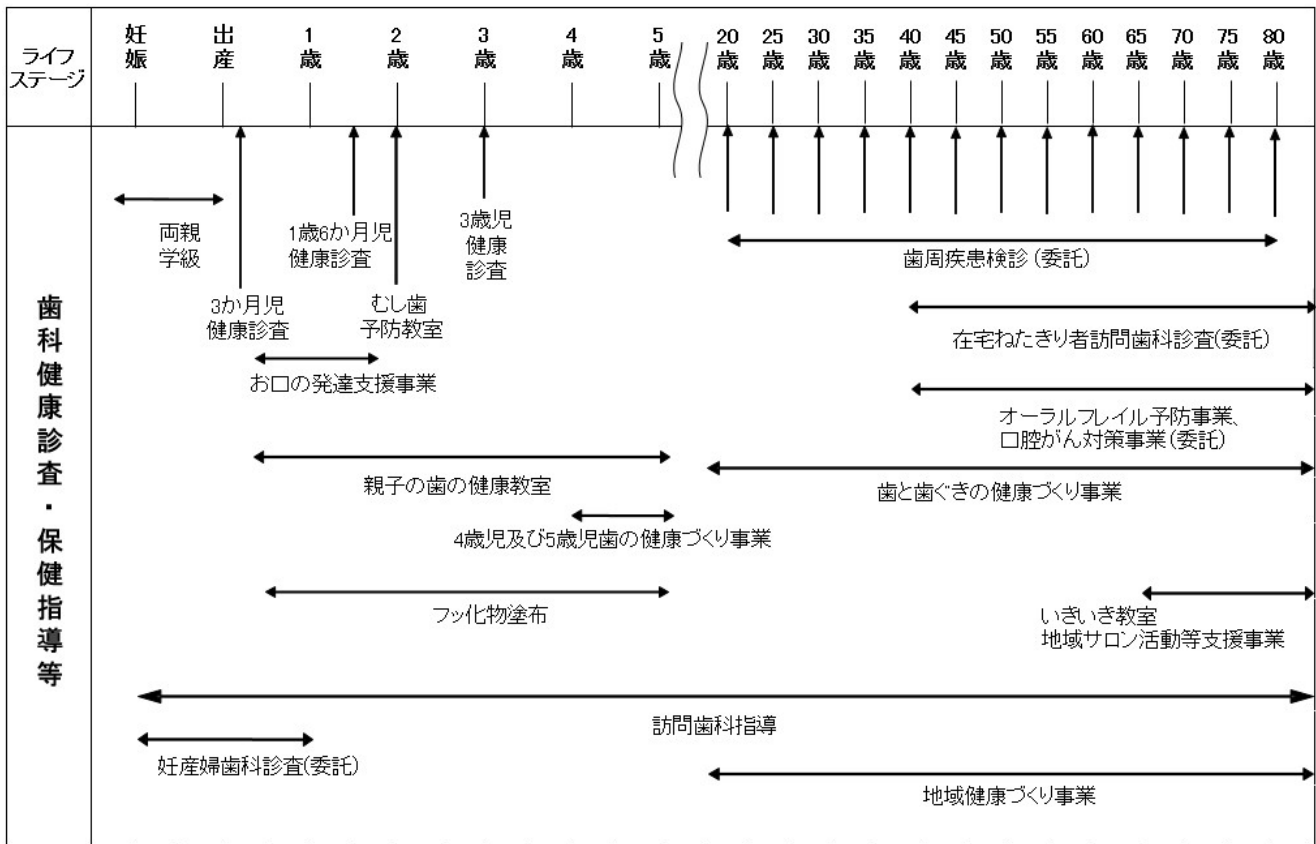
①70歳以上②生活保護世帯 ③中国残留邦人等支援給付受給者

④市民税非課税世帯 ⑤障害者、ひとり親家庭等医療費助成制度受給者 ⑥福祉給付金受給者

4. 歯科口腔保健対策

歯科口腔保健対策事業は、歯科健康診査、保健指導、フッ化物塗布等を通じて、歯科保健知識の普及啓発を図るとともにむし歯予防はもとより、歯周疾患の予防等口腔機能の維持、向上に努め、市民の健康の保持増進を図っています。

平成27年度に口腔保健支援センターを設置し、企画調整を行っています。



(1) 歯と口腔の健康づくり専門部会の開催

関係機関が意見交換や取り組みに関する協議を行い、施策を効果的かつ円滑に実施することを目的に、外部の有識者等による会議を開催しています。

(2) 歯科健康診査

① 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査

1歳6か月児・3歳児を対象に一般健康診査に併せて歯科健康診査を実施し、希望者にフッ化物塗布を行っています。

② むし歯予防教室

むし歯の増加が著しい2歳児に対し口腔内一般診査、歯科衛生教育等を行い、希望者にフッ化物塗布を行っています。

③ 親子の歯の健康教室

う蝕り患性の高い幼児とその保護者を対象に口腔内一般診査、歯科保健指導、歯科相談等を行い、希望者にフッ化物塗布を行っています。

④ 妊産婦歯科診査

妊産婦を対象に口腔内一般診査、歯周組織検査、保健指導を名古屋市歯科医師会に委託して実施し、妊産婦の健康管理の向上を図っています。

⑤ 歯周疾患検診

4月1日現在20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70、75、80歳の市民を対象に口腔内一般診査、保健指導を名古屋市歯科医師会に委託して実施し、高齢期における歯の喪失の予防を図っています。また、75、80歳には口腔機能検査を追加で実施しています。

⑥ 在宅ねたきり者訪問歯科診査

歯科診査を希望する 40 歳以上の在宅ねたきり状態にある市民を対象に、訪問歯科診査及び歯科保健指導を名古屋市歯科医師会に委託して実施し、適切な健康管理を行っています。

(3) 歯科口腔保健指導

① 両親学級（パパママ教室）・3か月児健康診査

両親学級（パパママ教室）・3か月児健康診査時に歯科保健指導を行い、歯科保健知識の普及啓発を図っています。

② お口の発達支援事業

口腔機能が大きく発達する乳幼児及びその保護者に対して、個々の口腔機能の発達段階に応じた適切な支援をし、口腔機能の発達と食育の推進をめざしています。

③ フッ化物塗布

むし歯予防を目的に、歯科健診を受けた幼児のうち希望者にフッ化物塗布を行っています。

④ 4歳児及び5歳児歯の健康づくり事業

幼若永久歯のう蝕予防についての知識を普及し、幼稚園・保育所でのフッ化物洗口を推進、支援しています。

⑤ 歯と歯ぐきの健康づくり事業

市民を対象に歯周疾患等について、口腔内診査と保健指導を行い、疾病の早期発見と正しい歯科保健知識の普及を図っています。

⑥ いきいき教室

高齢者を対象に、介護予防を推進するため、健康教育や講演会等を行い、口腔機能向上に関する知識の普及、啓発を行っています。

⑦ 地域サロン活動等支援事業

高齢者の地域における介護予防を推進するため、サロン等住民主体の場へ訪問し、口腔機能向上に関する知識の普及、啓発を行っています。

⑧ 訪問歯科指導

訪問による歯科指導、支援が必要な市民や家族に対して、歯科衛生士が家庭に訪問し、口腔機能の維持、向上を図っています。

⑨ 地域健康づくり事業

地域の健康づくり運動の一環として、「健康なごやプラン21（第3次）」の目標でもある「8020運動」を推進しています。

⑩ 歯と口の健康週間

毎年6月4日からの「歯と口の健康週間」にちなみ、歯科医師会との共催により、「歯と口の1日健康センター」を各保健センターで開催し、歯科健診・保健指導・フッ化物塗布等を行っています。

(4) 健康寿命延伸に向けた歯科口腔保健対策

加齢に伴って口腔機能が低下しつつある段階の「オーラルフレイル」への対策として、歯科医療従事者向けの研修会を実施します。また、市民向けの周知啓発イベントの開催や高齢者の集いの場での講話及び簡易口腔機能チェックを行い市民の意識醸成を図ります。

口腔がん対策として、市民へ口腔がんに関する知識の周知啓発や、地域歯科医療機関での口腔がん早期発見に寄与するため歯科医師診断力向上を目的に検診を希望する 30 歳以上の市民を対象に口腔がん検診を実施します。口腔がんに関するより専門的な知識を向上させるため、歯科医療従事者向けの研修会を実施します。

5. 栄養改善対策

市民の健康の保持増進を図るため、個々人の栄養・食生活面の健康格差の是正を始め、生活習慣病発症及び重症化の予防のための食生活、給食施設の栄養管理のための知識の普及等、市民の食生活の改善を目的として次の事業を実施しています。

(1) 栄養相談指導

区民健康相談・成人健康相談・ロコモティブシンドローム予防教室・地域健康づくり事業等の来所時などに栄養のバランスのとれた食事・生活習慣病予防のための食事等について相談、助言を行います。

(2) 食生活改善普及運動

栄養知識の普及及び食生活の改善を一層推進するため、普及期間である9月を中心に広報の実施や教室開催の機会を利用して相談指導を行います。

(3) 国民健康・栄養調査

国民の身体の状況・栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るため、11月中旬に厚生労働省が指定する地区（未定）において調査を行います。

(4) 食育推進協力店登録事業（再掲）

市民及び飲食店等に対し、食育推進協力店登録事業についての普及啓発・実施指導及び登録等を行います。

(5) 食育推進事業

食育を介した連携により食育活動を活性化し、市民の食育に対する意識を高めるため、地域で食育に取り組む関係者との協働による講習会を行います。また、より実践につながりやすい効果的な指導をすすめるため、機器を使用した啓発も行います。

(6) 栄養成分表示に対する指導

消費者及び食品関連事業者に対し食品表示基準に基づく栄養成分表示についての制度の周知及び相談指導を行います。

(7) 訪問栄養指導

40歳以上で、訪問による栄養指導、支援が必要な市民や家族に対して、家庭に訪問し、食生活に関する相談、指導を行います。

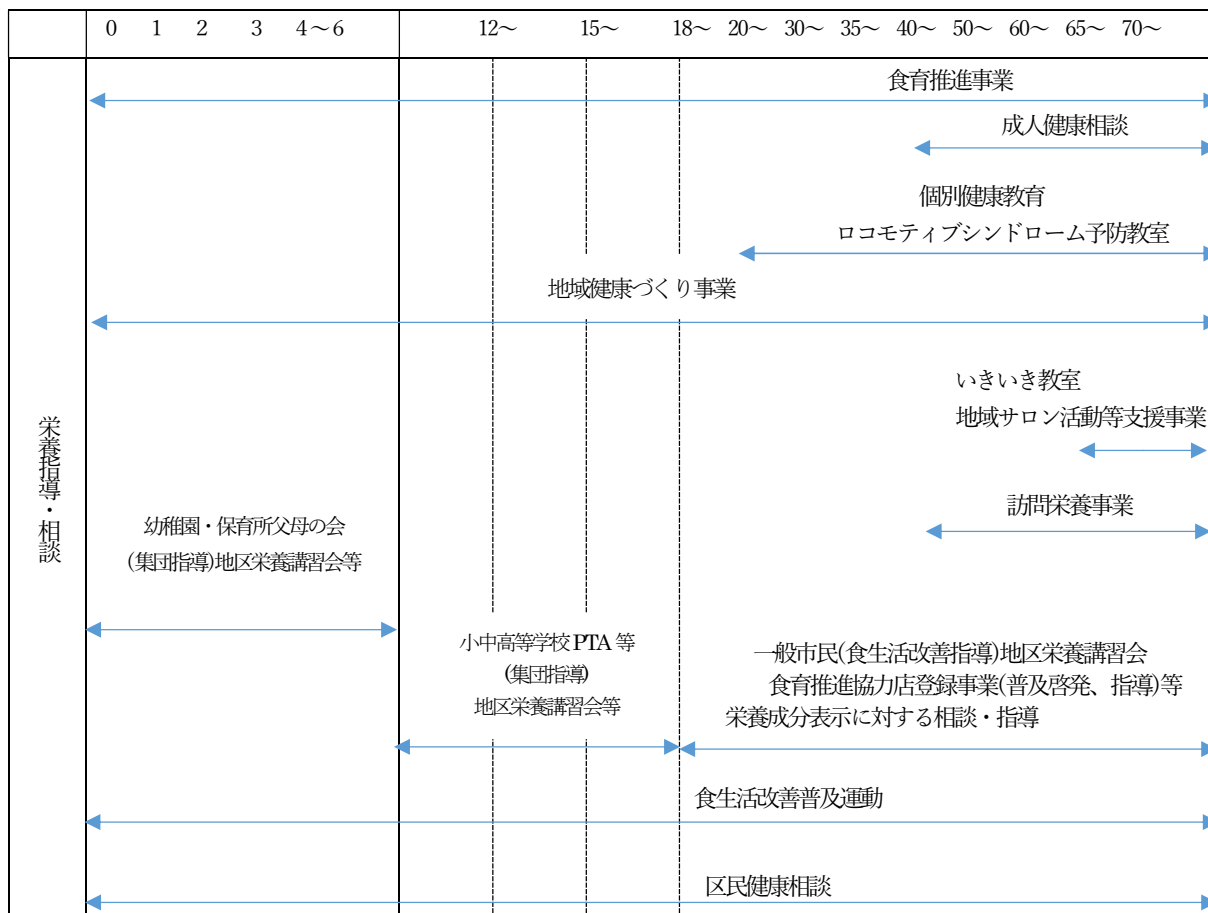
(8) 一般介護予防事業

① いきいき教室

高齢者に対して介護予防を推進するため、介護予防教室や講演会において、栄養摂取の必要性などの栄養教育を実施するほか、食生活に関する相談、支援を行います。

② 地域サロン活動等支援事業

高齢者の地域における介護予防を推進するため、サロン等の住民主体の場へ訪問し、栄養摂取の必要性などの栄養教育を実施するほか、食生活に関する相談、支援を行います。



6. ウェルネスガーデン

クオリティライフ 21 城北内の健康・交流広場「ウェルネスガーデン」では、市民の継続的な運動習慣の定着を目指した健康づくり講座を実施しています。

(参考) クオリティライフ 21 城北

「いきいき」として暮らす市民があふれる、21 世紀の生活の質の高い都市を支えていく、「保健・医療・福祉の総合的エリア」として北区平手町に整備。敷地内には、ウェルネスガーデンのほか、西部医療センター、名古屋陽子線治療センター、重症心身障害児者施設「ティンクルなごや」があります。

(4) 精神保健

精神障害者の医療、その社会復帰の促進並びに住民の心の健康の保持及び増進のための施策を総合的に推進しています。また、自殺者数の減少を目指し、関係機関等と連携を図りながら、自殺対策を総合的に推進します。

1. 精神保健福祉の機関

(1) 保健センター

地域精神保健福祉活動の第一線機関として、精神科嘱託医、精神保健福祉相談員等を配置し、精神保健福祉に関する相談支援を行うほか、精神障害者の家族を対象に病気についての理解や家族同士の交流を図るための家族教室、地域関係組織の育成支援や関係機関の連携強化を行っています。

(2) 精神保健福祉センターこころば

地域精神保健福祉活動推進の中核機関として、精神保健福祉に関する普及啓発、特定課題を中心とした相談等、教育研修・技術援助、組織育成、調査研究等を行う、本市域の精神保健福祉に関する総合的技術センターです。

(3) 名古屋市精神保健福祉審議会

本市における精神保健及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議するため設置しています。

(4) 名古屋市精神医療審査会

精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保するために、市長からの求めに応じて、精神科病院に入院中の人の入院継続の適否又はその人等からの退院・処遇改善請求について中立公正な審査を行う専門的かつ独立的な機関として設置しています。

(5) 障害者基幹相談支援センター（73頁〔第4章4-3(2)〕参照）

2. こころの健康増進施策

(1) 普及啓発事業

市民にこころの健康に関する正しい知識の普及を図っています。

(2) 相談事業

こころの健康に関する面接相談、電話相談を行っています。

3. 精神医療施策

(1) 市長同意事務

医療保護入院（入院期間の更新も含む）に際し、名古屋市長が同意者となる場合の事務を行っています。

(2) 指定医の診察・入院措置等の実施

精神障害者又はその疑いのある人について、必要があると認められる場合は、精神保健指定医によって診察を行います。その結果、精神障害者であり、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められたときは、入院措置を講じます。令和4年度から夜間・休日の体制強化に取り組んでいます。

また、必要があると認められる場合に行った精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ直ちに入院させなければ医療及び保護を図る上で著しく支障があり、任意入院が行われる状態ないと判定された場合に、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、医療保護入院等のために、応急入院指定病院に移送します。

(3) 精神医療の適正化

精神障害者の人権に配慮した適正な医療を確保するために、精神科病院に対し実地指導等を行うとともに、精神科病院から医療保護入院者の入院届等や措置入院者等の定期病状報告書を徴し、名古屋市精神医療審査会を設置し、措置入院の決定、医療保護入院者の入院や入院期間の更新、措置入院者等の定期的報告及び精神科病院に入院中の人などからの退院請求等を審査しています。

(4) 精神科病院における精神障害者に対する虐待の防止

精神科病院において業務従事者から虐待を受けたと思われる方を発見した方からの通報や虐待を受けた方からの届出を受理し、その精神科病院に対する報告徴収等を行い、虐待が行われていた場合は必要な措置を講ずるよう命じます。また、毎年市内の精神科病院における虐待の状況等について公表します。

(5) 入院者訪問支援事業

入院者訪問支援員を養成し、精神科病院に市長の同意により医療保護入院している方及びその他の外部との交流を促進するための支援を要するものとして市長が認めた方に、その者の求めに応じて、入院者訪問支援員が訪問し、傾聴、入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供を行います。

(6) 精神科救急医療体制整備事業

愛知県と協同で、休日又は時間外に緊急に医療が必要となった精神障害者のために、精神科救急医療体制を整備するとともに、精神障害者及びその家族等からの電話による緊急的な精神医療等の相談に対応するため、24時間体制の精神科救急情報センターを設置しています。

4. 地域精神保健福祉施策

(1) 精神保健福祉相談・訪問支援

各保健センターにおいて、精神科嘱託医によるこころの健康相談日を設けるほか、随時、精神保健福祉相談員、保健師等が精神保健福祉に関する相談・訪問支援を行っています。

(2) 特定相談

精神保健福祉センターこころばにおいて、思春期に関する相談、アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症に関する相談、ひきこもり相談、自死遺族相談、債務等相談を行っています。

(3) 関係地域組織の育成援助

保健センター及び精神保健福祉センターこころばにおいて、精神障害者の社会復帰の促進を支援するために、自助組織、関係者組織を育成援助するとともに、関係機関の連携を図っています。

(4) 普及啓発事業

精神障害者の社会復帰を促進していくうえで、地域住民の正しい理解と認識を深めることを目的として、保健センターにおいて精神障害者を対象とした健康づくり事業、精神障害者家族を対象とした家族教室、地域の実情に応じた住民や関係者に対する講話、研修等を行う地域密着企画事業や、精神保健福祉センターこころばにおいて精神保健福祉に関する刊行物の発行等を行うとともに、グリーンケア等の普及啓発を行います。

また、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題がある人や家族に対してできる範囲で手助けをしてくれるところのサポーターの養成に取り組みます。

(5) 教育研修・技術援助

精神保健福祉センターこころばにおいて、保健センター、相談支援事業所等の関係機関に精神保健福祉活動についての専門的な教育研修、技術援助を行います。

(6) 保健医療型アウトリーチ支援モデル事業

精神保健医療的な支援を必要としていながら、様々な理由で自ら支援を求めることができず未治療・治療中断の状態にある方に対して、保健センターが精神医療機関と連携し、精神科医、精神保健福祉士、看護師などの多職種専門チームによるアウトリーチを行うことで、個別支援を重点的にを行います。(西ブロック(中村区、熱田区、中川区、港区)、南ブロック(瑞穂区、南区、緑区、天白区)において実施。)

(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進

ア ネットワークづくり

一人ひとりの精神障害者、4区毎の地域、市域全体の三つの次元で支援ネットワークを構成して、一人ひとりの精神障害者が地域で安心して自分らしい生活ができるよう関係機関、事業所、地域の連携を促進する仕組みを構築します。

イ 具体的な支援施策

精神障害者ピアサポーター活用事業等の必要な事業を併せて実施します。

5. 社会復帰施策

(1) 先駆的な集団精神療法等の実施

精神保健福祉センターこころばにおいて、精神障害者の社会復帰を促進するために、集団精神療法等を実施します。実施に当たっては、他機関が技術等の方法を実践できるよう先駆的なプログラム等を実施し、普及します。令和2年度からは、ギャンブル障害がある方を対象に、「自身のギャンブル等の問題の整理」「ギャンブル等の再発防

止に向け具体的対処法と今後の備え」などについてテキストを用いてグループで学ぶプログラムを開発、実施し、効果的な普及を検討します。

(2) 支援技術（認知行動療法）の普及

精神保健福祉センターこころほにおいて、精神障害者の社会復帰を促進するために、他機関が技術等の方法を実践できるよう認知行動療法を普及します。

(3) 精神障害者ピアサポーター活用事業

精神障害者の視点を重視した支援を充実する観点や、精神障害者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点から、ピアサポーターを養成し、ピアサポーターを活用した長期入院患者の動機づけ支援や地域住民等に対する普及啓発を行います。また、精神障害者の地域移行及び地域定着を推進するために、精神障害者の地域移行を担う人材の育成を行います。

(4) 社会資源見学事業

精神科病院に長期入院中の精神障害者等に対し、ジャンボタクシー等の車両を借り上げ、病院単位で居住施設や日中活動場所等の社会資源を見学する機会を設けることにより、地域生活に対する不安を軽減し、退院を意識させ、地域生活への移行の動機づけを行います。

(5) 精神障害者家族ピアサポート総合事業

精神障害者の家族を対象とした家族による家族ならではのピア相談を行うとともに、家族同士の繋がりを深めるための交流事業を実施します。

(6) 精神障害者居住体験支援モデル事業

措置入院者の退院後支援の一環として居住支援法人等と連携し、単身生活の体験の場の提供等、住まいの確保に関するモデル事業を実施します。

6. 自殺対策

いのちの支援なごやプラン（第2次）（名古屋市自殺対策総合計画（第2次））に基づき、自殺の予防・自殺の防止・自死遺族に対する支援という3つの視点で、総合的に自殺対策を推進していきます。

(1) 自殺の予防

自殺や精神疾患についての正しい知識の普及を図るため、ウェブサイト「こころの絆創膏」および「こころの絆創膏アプリ」を運営するとともに、「こころの絆創膏」を配布する街頭キャンペーンの実施や「こころの健康フェスタなごや」の開催など、啓発運動を推進します。

また、自殺と深い関連があるとされるうつ病への対策として、うつ病家族教室や各保健センターにおけるうつ病家族相談（月1回）を実施します。

さらに、子ども・若者を中心に相談機関等を周知し援助希求行動を促すための「こころの絆創膏デー」の実施やインターネット等を活用した周知・啓発を行うなど、子ども・若者の自殺対策を推進します。

(2) 自殺の防止

市民の様々なこころの健康に関する電話相談およびLINE相談を受けるとともに、帰宅途中等にも専門家による面接相談ができるよう、こころの健康無料相談を実施するほか、早期対応の中心的役割を担う人材を育成するため、市職員や民間事業者、市民等に対し、悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人材を育成する「ゲートキーパー」研修や市民向け傾聴講座を実施するとともに、かかりつけ医師等に対し、うつ病及び思春期精神疾患の診断技術の向上や医療連携等に関する研修を実施します。

また、「ゲートキーパー」研修の受講機会の拡大のため、ウェブ学習サイトや研修動画を作成し活用しています。

加えて、子ども・若者の自殺対策をより一層推進するため、「子ども・若者の自殺危機対応チーム」の運営により、自殺防止対策の検討や、関係機関等からの支援要請に応じて専門職が支援方針の検討・助言等を行う取組みを実施します。

さらに、民間団体への支援として、相談事業を実施する愛知いのちの電話協会への助成を行います。あわせて、ウェブサイト「こころの絆創膏」の運営により、悩んでいる方を悩みに応じた相談機関等へつなげることで、悩みの解決及びうつ等の原因の解決を目指します。

(3) 自死遺族に対する支援

精神保健福祉センターこころぼにおいて、自死遺族を対象とした相談日を設け、精神面の相談に応じるほか、問題に応じた適切な機関へつなげるとともに、こころのケアが必要な方に対しては、継続したカウンセリングを行います。また、リーフレットやウェブサイト「こころの絆創膏」等において、身近な人を自死で亡くされた方が感じる心理面の変化等の説明や各種相談窓口、自助グループの情報の周知を行います。

さらに、自死遺族に対する市民の理解を促進するため、セミナーの実施や「ゲートキーパー」関連研修の中での啓発等を行います。

(4) 推進体制の整備（名古屋市自殺対策推進本部・名古屋市自殺対策連絡協議会）

自殺対策を総合的に推進していくため、副市長を本部長とし、関係局長を構成員とする名古屋市自殺対策推進本部を設置しています。

また、自殺対策の推進に資するネットワークを構築し、地域の特性に応じた取組の方向性を協議するとともに、取組の成果について検証を行うため、関係機関・民間団体等を構成員とする名古屋市自殺対策連絡協議会を開催しています。

その他、自殺問題等に関する相談機関の連携強化を図るため、自殺対策関係相談機関等ネットワーク会議を開催し、情報交換等を行うことで連携の強化を図ります。

7. 依存症対策

(1) 依存症相談拠点の強化

依存症相談員を配置し、精神保健福祉センターこころぼをアルコール、薬物、ギャンブル等の依存症に関する相談拠点として、相談者の状況に応じた適切な相談・指導のほか依存症の治療回復プログラムや家族支援等を行います。

(2) 依存症に関する問題に取り組む民間団体への支援

依存症関連問題に取り組む民間団体（自助グループ）に対して会場費等の事業実施に係る必要な費用の一部を補助します。

(3) 依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備

依存症患者が適切な医療を受けられるように、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症に関するそれぞれの専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定を行います。依存症治療拠点機関には情報提供・普及啓発事業及び医療機関等向研修事業を委託するほか、3つの依存症の治療拠点機関となっている機関に機能強化事業を委託しています。

(4) 依存症専門医療機関開設支援事業

依存症専門医療機関の拡大を図るため、依存症専門医療機関の選定を希望し、選定基準を満たす見込みがある医療機関に対し開設準備経費を助成します。